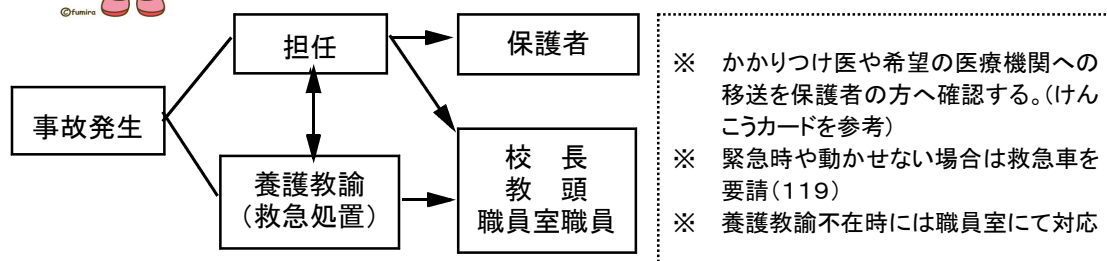


保健関係



学校でのけがや病気の対応について

学校における緊急時の体制(事故発生時)



けがをして医療機関の受診が必要と判断した場合

- 『けんこうカード』をもとに担任が保護者の方へ電話連絡をします。
 - ・ かかりつけ医や希望する医療機関の確認
 - ・ 保護者の方が学校または受診医療機関へ来ていただくことが可能か確認
 - ※ 基本的には学校から医療機関に連れていきますが、状況により保護者の方にお問い合わせすることもあります。また、負傷状況や部位により、保護者に医療機関まで来ていただくこともあります。
- 医療機関へ移送・受診(基本的にはタクシーの利用。緊急時は救急車要請)
 - ※ 保護者の方が医療機関に来られなかった時は、受診結果を後ほど連絡します。
- 保護者の方は近日中に保険証と受診料を医療機関へ持っていかれてください。

学校の管理下での災害による負傷は『日本スポーツ振興センター』の災害給付の対象となります。医療機関を受診したときは、災害給付申請用の書類を渡しますので医療機関や薬局で記入してもらい、提出してください。

(日本スポーツ振興センターの災害給付についてはインターネットでもご覧になれます。)

病気で早退が必要と判断した場合

- 保健室での休養は原則1時間です。発熱や休養しても回復が見込まれない症状の場合、休養後も体調が回復しない場合は、保護者の方にお迎えをお願いしたり対応の相談をします。
『けんこうカード』をもとに担任から電話連絡をしますので、必ず連絡の取れるところの連絡場所の記入をお願いします。

保健室での対応

- 保健室では、学校での当日のけがの救急処置を行います。翌日以降の継続的な処置や、ご自宅やスポーツクラブ等でのけがは、原則としてご家庭で手当てをお願いします。患部が不衛生にならないように、家庭でもご注意ください。

感染症による出席停止について



学校保健安全法第19条により、児童が感染症にかかった場合、本人の休養と周囲への蔓延・流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。

お子様が医師により感染症と診断された場合は、下の表の出席停止期間は、ご家庭でゆっくり休養させてください。

医師の診断書は必要ありませんが、必ず学校にお知らせください。

病 名		出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARSウイルス) 鳥インフルエンザ(H5N1型)	すべて治癒するまで
第二種	インフルエンザ → (鳥インフルエンザH5N1型を除く) 百日咳 → 麻疹(はしか) → 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) → 風しん(三日はしか) → 水痘(水ぼうそう) → 咽頭結膜熱(プール熱) → 結核、髄膜炎菌性骨膜炎 →	発病日を0と数え、5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 発しんが消失するまで すべての発しんがかさぶたになるまで 主要症状が消失した後2日を経過するまで 医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで " " " " " " "

保健室から

- 朝のお子さんの健康状態をしっかり観察してください。朝食はしっかり取らせましょう。
- 保健室では、薬の服用はしません。体調が戻らない場合は保護者へ連絡して迎えに来ていただくことになります。
- 定期健康診断後、結果のお知らせ(眼科、歯科など)をお渡しします。治療の必要のある時は、できるだけ早く医療機関の受診をお勧めします。
- 学校から借りた服は必ず洗濯してお返してください。